

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年4月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200658号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2300003号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成3年8月1日に、喪失年月日を平成4年7月11日に訂正し、平成3年8月から平成4年6月までの標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

平成3年8月1日から平成4年7月11日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年8月1日から平成4年10月1日まで

平成3年8月頃にA社に入社し、途中で業務内容が変わったものの1年ほど勤務していたが、年金記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 雇用保険の加入記録及び事業所から提出された雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)(以下「離職証明書」という。)により、請求者は請求期間のうち平成3年8月1日から平成4年7月10日までの期間において、A社に勤務し、同社から給与が支払われていることが認められる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成3年8月1日、喪失年月日は平成4年7月11日であると認められ、当該期間に係る標準報酬月額については、離職証明書及び日本年金機構の回答により、19万円とすることが必要である。

一方、請求期間当時の事業主は亡くなっており、当時の事業主の妻である現事業主は、請求者に係る資料は保管しておらず、保険料の控除についても記憶していないほか、当時の同僚10人に文書照会を行い6人から回答を得られたが、請求期間当時の給与明細書等、厚生年金保険料額がわかる資料を保管している同僚は見当たらないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、上記訂正後の被保険者期間について、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことは認められず、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち平成4年7月11日から同年10月1日までの期間については、雇用保険の加入記録によると、請求者がA社を平成4年7月10日に離職後、同年7月27日に求職の申し込みを行っていることから同社に勤務していることが確認できず、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200411号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300002号

第1 結論

平成11年9月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年9月

私は、請求期間当時はA市(現在は、B市)に住んでおり、請求期間の国民年金保険料は、夫と一緒にA市役所C出張所(当時)で納付書に現金を添えて納付した。当該期間の記録が、夫は納付済となっているにもかかわらず、私は未納となっていることに納付できないので、保険料納付済の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を夫と一緒に納付書により納付した旨陳述しているところ、日本年金機構が保管するA市の平成11年度における国民年金保険料納付台帳によると、請求者の夫は、平成11年9月分の保険料を平成12年4月に納付している。

一方、オンライン記録によると、請求者は平成11年4月5日から国民年金の第3号被保険者になっているが、請求者の夫が同年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年10月13日に同資格を再取得していることから、請求者は、請求期間に相当する同年9月21日から同年10月13日までの期間は、第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更する届出をするべきところ、当該期間について、第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更の処理がされたのは平成14年4月11日であり、その時点では請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求期間について、前述の種別変更の処理がされる平成14年4月11日より前は種別変更の手続は行われておらず、請求期間は第3号被保険者期間として記録管理され、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとする平成12年4月の時点において請求期間は第3号被保険者期間であったため、請求者に対して請求期間に係る納付書は発行されず、請求期間の保険料は納付できなかったと考えられる。

さらに、B市から提出された国民年金システムの納付記録画面によると、請求者の平成11年

9月（請求期間）における国民年金保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。